

平成14年4月24日

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
株式会社東京三菱銀行
三菱信託銀行株式会社

個人向け信託商品に係る信託代理店設置認可取得について

三菱信託銀行株式会社（取締役社長 内海 暎郎）は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、個人向け信託商品の取扱いについて株式会社東京三菱銀行（頭取 三木 繁光）を代理店とする信託代理店設置の認可を取得いたしましたのでお知らせします。

東京三菱銀行は、これに伴い本年5月1日より当面32本支店（＊）で、三菱信託銀行の新しい個人向け信託商品である実績還元金銭信託「パッケージトラスト」（商品概要等は別紙をご参照）の取扱いを「MTFGの信託商品シリーズ」として、三菱信託銀行とともに開始する予定です。

東京三菱銀行は、既に本年4月1日より三菱信託銀行の年金信託・証券代行など法人向け7業務の信託代理店業務を開始しておりますが、今回の個人向け信託代理店業務の開始により、個人のお客さまに対しても信託商品を提供することが可能となり、お客さまの商品選択の幅が広がります。また、三菱信託銀行としても、新たな信託機能・商品の提供が図られ、両行間のシナジー効果増大に繋がるものと考えております。

三菱東京フィナンシャル・グループは、今後も信託銀行の専門性と都市銀行の広範な顧客基盤を最大限に活かし、お客さまに対してより充実した総合金融サービスを提供してまいります。

【信託代理店設置の概要】

代理店業務開始日：平成14年5月1日

取扱い代理業務：合同運用指定金銭信託

取扱い店舗（東京三菱銀行）

：32本支店（＊）本店、日本橋、虎ノ門、銀座、新宿、新宿中央、上野、自由ヶ丘、蒲田、玉川、渋谷、荻窪、池袋、西葛西、吉祥寺、府中、立川、町田、横浜駅前、鎌倉、上大岡、船橋、柏、大宮、所沢、新座志木、名古屋、京都、大阪、梅田、難波、神戸の各本支店

（照会先）

三菱東京フィナンシャル・グループ	広 報 室：	堤（03-3240-8136）
東 京 三 菱 銀 行	広 報 室：	田子（03-3240-2950）
三 菱 信 託 銀 行	経営企画部広報室：	宮腰（03-3519-3070）

(別紙)

1. 「パッケージトラスト」の特徴

- ・ 期間3年の元本補てん契約のない実績配当型の合同運用指定金銭信託であり、特定の優良企業の信用力に投資することでファンドの利回り向上を目指す商品です。
- ・ 具体的には、個人投資家から集めた資金を国債等で運用するとともに、クレジットデリバティブ取引(*)を用いて、格付けが「A格前後以上の東証一部上場企業5社」に投資し、そこから得る収入(プレミアム)をファンドの運用益に上乗せします。

(*) クレジットデリバティブ取引...投資対象企業の信用リスクに対する保証を行うことで、プレミアム(保証料)を受取る保証契約をいいます。

2. 「パッケージトラスト」のメリット

- ・ 企業の「信用力」に投資する、期間3年の運用商品です。
- ・ 「主として格付けがA格前後以上の東証一部上場企業」に投資します。
- ・ 「5社以上」に投資することで、リスクを分散します。
- ・ あらかじめ投資する「銘柄」とその「組入れ比率」を明示します。
- ・ 「参考目標利回り」を明示します。

特に、ファンドの運用内容の透明性、情報開示が要請される中で、予め投資対象を明確にするなど、個人のお客さまに納得していただいた上での販売を企図しております。

3. 商品概要

(ご参考)

募集期間	平成14年5月1日～5月31日(*)
お申込金額	500万円以上、10万円単位(上限金額5,000万円まで)
販売対象	個人のお客さま
募集予定額	50億円(予定) ・ お申込金総額が募集予定額に達した場合には、募集期間中でもお申込みを締め切らせていただく場合があります。
参考目標利回り	募集前にご提示します
信託設定日	平成14年6月4日
信託期間	3年
信託終了日	平成17年5月31日 ・ ご資金については、信託終了日の翌営業日に所定の口座にご入金します。
お申込手数料	ありません。
信託報酬	・ 半年毎の収益計算日および信託終了日等に、信託元本に対し一定の割合で計算した額を信託報酬として信託財産の中から差し引きます。
運用について	・ お預かりした信託金は、主に信託期間に応じた年限の「国債」に運用するほか、信託金の一部を「預金等」で運用します。 ・ それ以外にデリバティブ取引を用いて東証一部上場企業5社の信用力に投資するファンドを組成し、運用利回りの向上を目指します。
収益金の分配	・ 信託終了日に元本のほかにそれまでの収益金を一括してお返しします。 信託期間中の収益金の分配は行いません。
中途解約	・ 信託期間中の中途解約はできません。 但し、相続が発生した場合など特定の場合に限りその時点の所定の金額で解約のお申出に応じる場合があります。この場合、お支払いする金額が元本を下回る場合があります。 * 中途解約の際は解約調整金がかかります。
元本の補てん・利益の補足	・ 元本の補てんおよび利益の補足はありません。
預金保険の適用	・ 預金保険は適用されません。
税金の取扱い	・ 信託終了日等において信託元本を超える部分に利子所得として20%(国税15%、地方税5%)の税金が源泉徴収されます。マル優の取扱いはできません。

(*) なお、東京三菱銀行での募集期間は5月24日までとなります。